

輪島市監査公表第18号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月12日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月4日（火） 選挙管理委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度監査資料（平成28年4月から8月まで）及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○7月の参院選から選挙権年齢の18歳以上引き下げ、投票時間の延長及び投票区の増加が施行され、本市の投票率は3年前の前回より2.76ポイント伸びて65.11%となった。また、18歳、19歳での投票率は全国平均より3ポイント程の伸びがみられ48.29%の結果となった。若い世代に政治や選挙に関心を持ってもらうために、高校の授業の中で政党や政策を課題とする取り組みが必要と思われるが、教育の現場で教育基本法第14条第2項に抵触してしまう可能性に、どのように対処していくか、今後の課題であると思われる。政治教育と中立性の確保は難しい問題であるが関係機関とも協議しながら、市民に対する啓発周知活動に今後とも尽力願いたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。